

1. 設置届又は管理規程の届出内容に変更があった場合の届出方法

	路外駐車場 設置変更届	管理規程 一部変更届
届出時期	あらかじめ (法第12条)※	供用開始後10日以内 (法第13条第4項)※
添付書類	規模・構造・設備の変更の場合 変更事項に係る図面等	駐車料金の変更の場合 理由書等
現地検査	①規模・構造・設備の変更の場合 ②出入口の変更の場合	
郵送・FAX メール	可(規模・構造・設備の変更を除く) 副本の郵送を希望する場合は、 返信用封筒(切手貼付)を添付	可 副本の郵送を希望する場合は、 返信用封筒(切手貼付)を添付

※路外駐車場管理者が法人である場合、その**代表者の変更については、変更の届出を要しない。**
(「駐車場法に基づく諸施策の円滑な実施について」平成10年2月12日建設省都街発第6号)

※法とは、すべて「駐車場法」(昭和32年5月16日法律第106号)をいう。

※規模構造等の変更がある場合には、**警視庁との協議等**が必要になる場合があるのでご確認ください。

2. 休止届・再開届及び廃止届の届出方法

	休止届	再開届	廃止届
届出時期	休止後10日以内 (法第14条)	再開後10日以内 (法第14条)	廃止後10日以内 (法第14条)
添付書類	一部休止の場合 休止部分に係る図面等	一部再開の場合 休止部分の平図面	
郵送・FAX メール	可 副本の郵送を希望する場合は、 返信用封筒(切手貼付)を添付	同左	同左

注)届出書は、添付書類を含め各2部(出入口変更の場合は3部)提出してください。